

平成 2 7 年度

八尾市立安中老人福祉センター
指定管理者モニタリングレポート

地域福祉部 高齢介護課

平成 27 年度 指定管理者モニタリングレポート
(指定管理者の管理運営業務評価結果)

施設名	八尾市立安中老人福祉センター
所在地	八尾市安中町 8 丁目 15 番 12 号
所管課	地域福祉部高齢介護課 (平成 27 年度：健康福祉部高齢福祉課)

指定管理者	名 称 社会福祉法人ポポロの会・社会福祉法人八尾すずらん福祉会共同企業体 代表者 社会福祉法人ポポロの会 理事長 樋渡 輝子 住 所 八尾市水越 2 丁目 81 番地
指定期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 (5 年間)

1. 業務の履行状況の確認・評価

○適正な施設管理・運営が行われたかどうか	評価結果
【運営業務】 基本協定書、業務仕様書に基づき適正な運営が行われている。 【維持管理業務】 基本協定書、業務仕様書に基づき適正な維持管理が行われている。 【事業（提案事業・自主事業）】 八尾市立安中老人福祉センターの運営について概ね提案どおり適正に行われている。	A

2. サービスの質の評価

○利用者サービスの水準確保や向上が図られたかどうか	評価結果
【利用者アンケート（利用者の満足度等）】 ①調査の概要（調査対象、調査時期、調査方法、回答状況） ・調査対象：センター利用者 ・調査時期：平成 28 年 2 月 3 日～20 日 ・調査方法：調査時期来庁者へのアンケート用紙配布・回収による調査 ・回収状況：147 名から回答 ②アンケート結果の概要（利用者の満足度等） アンケート回答者の 32% が週 3 回以上の利用があり、サービスについて 67% が「満足」あるいは「とても満足」、30% が「普通」と回答。職員の対応について 76% が「満足」あるいは「とても満足」、23% が「普通」と回答している。 【運営業務】 八尾市立安中老人福祉センターが行う各業務について適正なサービスが提供されている。 【維持管理業務】 施設全体が適正に維持管理され、利用者が快適に利用できる環境に保たれている。 なお、施設開設から 40 年以上経過しており、保守点検を適切に実施するなど、安全管理、	A

衛生管理に配慮した適正な管理を行う必要がある。	
【事業（提案事業・自主事業）】	
老人福祉センターの運営等で利用者のニーズの把握に努めており、提案どおりの運営が適正に行われている。自主事業は該当なし。	

3. サービス提供の継続性・安定性の評価

○適正な収支実績等のもとで、継続的・安定的にサービス提供が実施されているかどうか	評価結果
指定管理料の範囲内（収支計画に沿った内容）で運営が行われており、管理経費の縮減に関する取り組みがなされている。	A

■「評価結果」の評価基準

- S（優 良） 協定書等の基準を遵守し、その水準よりも優れた内容である。
- A（良 好） 協定書等の基準を遵守し、その水準に概ね沿った内容である。
- B（課題含） 協定書等の基準を概ね遵守しているが、内容の一部に課題がある。
- C（要改善） 協定書等の基準が遵守されておらず、改善が必要な内容である。

4. 総合評価

○モニタリング内容の総括（評価の理由）	総合評価
協定書等に掲げる各事項について上記各項で記載のとおり適正に管理運営及びサービス提供が行われていると認められる。 アンケートの結果、前年度と比較して週3回以上の利用者が若干減少しており、サービスについても「満足」あるいは「とても満足」と回答している利用者が67%となっている。 職員の対応について76%が「満足」あるいは「とても満足」と回答しているが、満足度の更なる向上のため、利用者ニーズを把握し、より良いサービスの提供に努める必要がある。	A

■「総合評価」の評価基準

- S（優 良） 上記1～3の評価結果が全てA以上であり、かつSが2つ以上である。
- A（良 好） 上記1～3の評価結果が全てA以上である。
- B（課題含） 上記1～3の評価結果にBが含まれている。
- C（要改善） 上記1～3の評価結果にCが含まれている。